

令和3年第5回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和3年3月25日（木曜日）午後3時30分から午後5時まで
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 教育長室
- 3 出席者 早川教育長、川島委員、横山委員、武藤委員、伊藤委員
- 4 説明のために出席した事務局の職員
田中事務局長、原教育政策参与兼次長、野田次長兼教育課題対策審議監、
深尾次長兼教育政策課長、井上特例校準備審議監兼室長、
松巾学校教育審議監兼学校指導課長、塩田教育施設課長、坂井社会・青少年教育課長、
中島学校保健課長、近藤科学館長、和田岐阜商業高等学校事務長、林管理監、
各課説明担当者
- 5 職務のために出席した事務局の職員
岡本教育政策課主幹兼政策係長、古田教育政策課主任、櫻井教育政策課主任、
山本教育政策課主任主事、山田教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告

 - (1) 令和3年第1回岐阜市議会定例会について（教育政策課）
 - (2) 市町村教育長によるいじめ対策の連携強化に関する覚書について（学校指導課）
 - (3) 岐阜市放課後児童クラブ質の向上プランについて（社会・青少年教育課）
 - (4) 岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱の改正について（学校指導課）
 - (5) 不登校特例校設置に向けての進捗状況について（教育政策課不登校特例校設置準備室）

※ (6) 令和2年度岐阜市教育委員会就学援助における要保護及び準要保護児童生徒の認定について（学校指導課）

※ (7) 臨時代理の報告：令和3年度岐阜市小学校及び中学校の校長、教頭及び教育委員会事務局職員（割愛等）の人事異動について（学校指導課）

第5 議事

(1) 第16号議案 岐阜市教育振興基本計画の一部改定について（教育政策課）

(2) 第17号議案 岐阜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について（教育施設課）

(3) 第18号議案 岐阜市立学校等の体育施設の開放に関する規則制定について（教育施設課）

(4) 第19号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）

(5) 第20号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）

(6) 第21号議案 岐阜市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について（社会・青少年教育課）

(7) 第22号議案 岐阜市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について（社会・青少年教育課）

(8) 第23号議案 岐阜市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について（岐阜商業高等学校）

(9) 第24号議案 岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則制定について（岐阜商業高等学校）

(10) 第25号議案 岐阜市科学館条例施行規則の一部を改正する規則制定について（科学館）

(11) 第26号議案 岐阜市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について（教育政策課）

※ (12) 第27号議案 岐阜市立学校の学校医等の任免について（学校保健課）

※ (13) 第28号議案 岐阜市教育委員会フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課ほか）

※ (14) 第29号議案 令和3年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について（教育政策課ほか）

第6 閉会

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告、議案は、非公開で審議した。

午後3時30分開会

○早川教育長 定刻となりました。

それでは、本日の出席者が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和3年第5回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

傍聴者に申し上げます。傍聴の際は、傍聴券の裏面に記載した事項を遵守してください。会議の撮影、録音などは、岐阜市教育委員会傍聴規則の規定により禁止しておりますので、ご注意ください。会議の円滑な運営にご協力をお願いします。

では、議事日程をご覧ください。

本日は、報告が7件、議事が14件となっております。

議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○早川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおりに扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告(1)について説明をお願いします。

○深尾次長兼教育政策課長 (令和3年第1回岐阜市議会定例会について説明)

○早川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○伊藤委員 和田議員ご質問の才能開花教育の予算削減について、コロナ禍という致し方ない状況ではあるものの、一度削られてしまったものを今後復活させるということは難しいことだと思います。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後は、これら削られてしまった事業のブラッシュアップ、あるいはお金をかけなくてもできるような新たな事業など、再来年から再び才能開花教育を実施できるよう、今のうちから検討していくことが大事だと思います。投資効果が高い事業ばかりだったと思いますので、早川教育長が残して下さった真髓ともなる5年先行く教育を、ぜひこのまま続けていただきたいと思います。

○**武藤委員** 和田議員ご質問の修学旅行に関してですが、先日、県教育委員会が宿泊も一定の条件で可能というような方針を出したと思いますが、それを踏まえて、岐阜市としてどのような方針とするか考えていますか。

○**松巾学校教育審議監兼学校指導課長** 委員ご案内のとおり、県の教育推進会議で、修学旅行についてガイドラインが示されました。宿泊は、感染対策を徹底した上で行うことは可能だが、全面的に容認するものではないということです。こうした県教育委員会の方向性を踏まえながら、例えば何かあったときに保護者が車等で子どもを迎えに行ける目的地にするとか、これまでの京都、奈良、広島、東京といった行先についても見直す必要があるのではないかとというようなことも含めて現在検討しており、今後学校に提示していきたいと考えています。

○**早川教育長** ほかに質問や意見はよろしいでしょうか。

続いて、報告（2）について説明をお願いします。

○**松巾学校教育審議監兼学校指導課長** （市町村教育長によるいじめ対策の連携強化に関する覚書について説明）

○**早川教育長** ご遺族は、この覚書に大変期待しており、ぜひ県とも締結して頂きたいとおっしゃっていました。これを柱に、いじめ対策を広めていきたいと思います。

ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○**川島委員** この覚書を締結した各市町村の教育長さんから頂いたご意見等があれば教えていただけますか。また、これは横山委員にお伺いしますが、岐阜県市町村教育委員会連合会では、このことについて、何か動きがあるのでしょうか。

○**早川教育長** 市町村の教育長からは、岐阜市の取組みや状況について、もっとしっかり聞きたいということと、それを各学校にも広めていきたいということを伺っています。とにかく重大事態を起こさないというのが教育長たちの思いですので、同じ気持ちでやっていきたいと思っています。

○横山委員 いじめ対策監は重要なポジションだと思いますが、いじめ対策監の専従化と、それに伴って必要となる人材や財源の確保は、各自治体が独自で取り組むにはハードルが高いと思います。岐阜市の取組みを発信しつつ、他の自治体の参考となるようなノウハウを提供するなどの役回りを担っていただけると良いと思います。

川島委員のご質問ですが、県市町村教育委員会連合会の会長として為すべきことは何かということを考えていました。ただ、それよりも今回の覚書のように、各市町村から自発的に起こってくるような形が望ましいと思いましたので、特に連合会から提案はしていません。良い形で大きな動きになったのではないかと思います。

○早川教育長 各学校で担当者をきちんと決めていただき、ノウハウは岐阜市が提供するという手法で取り組んでいきたいと思います。

ほかに質問や意見はよろしいでしょうか。

続いて、報告（3）について説明をお願いします。

○坂井社会・青少年教育課長 （岐阜市放課後児童クラブ質の向上プランについて説明）

○早川教育長 岐阜市放課後児童クラブ質の向上プランはいつ頃決定する予定ですか。

○坂井社会・青少年教育課長 4月に開催予定の定例会で議案としてお諮りさせていただき、決定したいと考えております。

○早川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○横山委員 資料中にアルバイトという表記がありますが、これは正式なものですか。アルバイトという言葉で働く人を定義づけるということに疑問を感じます。

○川島委員 支援員として、それぞれにしっかりとした職としての名称を与えるべきで、アルバイトという表現は適切ではないと思います。見直すことを提案します。

民間活力の導入については、やはり対外的に注目度の高いところになりますので、導入のスケジュールではなく、導入の検証あるいは検討のスケジュールをもう少し具体的に明示する必要があると思います。これは本気度が問われるところでもあると思います。

○伊藤委員 私の子どもは民間の学童保育に通っていますが、放課後児童クラブと比較してアクティビティーが豊富であると感じています。私の子どもが通っている学童保育は、子どもたちが自由に考えて主体的に実行できるような、伸び伸びとした雰囲気です。民間の学童保育は、いわゆる塾的なところから、スポーツに特化したところ、様々な体験ができる場所などそれぞれに特徴があり、見守りや保育を重視する放課後児童クラブとは違うものだと思います。以前、総合教育会議で放課後NPOアフタースクールの方をお招きし、子どもたちの放課後の過ごし方についてお話を伺いましたが、民間が入ることで子どもたちが様々な体験をし、充実した放課後を過ごせることは、親としては大変願っていることです。岐阜市には多くの子どもがいますので、仮に複数の民間事業者に委託した際に質の差が出てきてしまうことは心配です。学校を使わせてもらうのか、あるいはそこから送迎という形で別の施設へ行くのかといった事もあります。やりたい子だけ学校でピアノが習えとか、英語が習えとか、そういったところから民間活力の導入を始めるのが良いのかなと思いつつ、お話を聞かせていただきました。

○横山委員 以前にも発言したと思いますが、この事業は、公民どちらも実施していますので、市が様々な選択肢を網羅的に情報提供するべきだと思います。そうすることで、公と民が同じテーブルで切磋琢磨するといった環境にもなると思います。民間にもこういうところがありますといったような紹介を市がやっても良いのではないかと思います。

○武藤委員 名札の色分けが支援員等のモチベーションを高めることに繋がるのかどうかはわかりませんが、色分けして見える化をすることで、階層化されたような構造にならないでしょうか。また、保護者からすれば、いかなる資格の方であっても、学童の先生はどの方も一定の質が保たれており、信頼できると考えるのが普通感覚だと思います。支援員等のキャリアアップを促したいという意図は分かりますが、その手法については、もう少し考えて頂いたほうが良いと感じました。

○早川教育長 学校教育と同様、放課後児童クラブでも様々な問題が起きていると思いますが、教員が直接関わっていないなど、非常に脆弱な体制の中、よくやってくれていると思います。

保護者はこれまで通りの負担額で質を上げてほしいとアンケートで答えています。質の向上に向け、様々な知恵を絞る必要がありますが、横山委員が発言されたように、公民のメニューを提示するというのも一つの方法だと思います。岐阜聖徳学園大学附属小中学

校では、お茶や英語の先生をお呼びしているようです。こうした所へ通うためには別途費用が必要となり、不公平になるという心配はありますが、子どもや保護者がメニューを選べるようになります。

また、武藤委員がご発言されたように、名札の色分けに支援員のスキルアップという願いが託されているのはわかりましたが、子どもや保護者からそれを見えるようにする必要はあるのでしょうか。研修や経験年数を積み上げていくのは個人の問題のような気がしますので、別の方法を考える必要があると思います。

ほかに質問や意見はよろしいでしょうか。

続いて、報告（4）について説明をお願いします。

○松巾学校教育審議監兼学校指導課長（岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱の改正について説明）

○早川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

保護者に送迎してもらう場合は、対象になりますか。

○井上特例校準備審議監兼室長 その場合は、金額が異なりますが対象になります。

○早川教育長 ほかに質問や意見はよろしいでしょうか。

続いて、報告（5）について説明をお願いします。

○井上特例校準備審議監兼室長（不登校特例校設置に向けての進捗状況について説明）

○早川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○早川教育長 質問や意見はよろしいでしょうか。

それでは、日程第5、議事にまいります。

第16号議案について、説明をお願いします。

○岡本教育政策課主幹兼政策係長（岐阜市教育振興基本計画の一部改定について説明）

○早川教育長 第16号議案について、質疑及び討論を行います。

なければ、ここで採決を行います。第16号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第16号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第17号議案及び第18号議案について、説明をお願いします。

○**塩田教育施設課長** (岐阜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について及び岐阜市立学校等の体育施設の開放に関する規則制定について説明)

○**早川教育長** 第17号議案及び第18号議案について、一括で質疑及び討論を行います。

○**川島委員** 学校体育施設の開放について、昼間は教育委員会、夜間は市長部局に移管したぎふ魅力づくり推進部が所管するということですが、突発的な災害時等で体育館を活用する場合はどういった扱いになるのでしょうか。また、それについて何か根拠となる法令はありますか。

○**早川教育長** 別途お調べして報告します。

他になければ、ここで採決を行います。第17号議案及び第18号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第17号議案及び第18号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第19号議案及び第20号議案について、説明をお願いします。

○**山本教育政策課主任主事** (岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について説明)

○**岡本教育政策課主幹兼政策係長** (岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制

定について説明)

○**早川教育長** 第19号議案及び第20号議案について、一括で質疑及び討論を行います。

○**川島委員** 卒業証書等の押印も今後省略されることになるのでしょうか。事務の省略そのものには賛成ですが、デザイン的にあったほうが良いと思います。押印すべきものとそうでないものの判断をしっかりとしていく必要があると思います。

○**早川教育長** 他になければ、ここで採決を行います。第19号議案及び第20号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第19号議案及び第20号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第21号議案及び第22号議案について、説明をお願いします。

○**坂井社会・青少年教育課長** (岐阜市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について及び岐阜市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明)

○**早川教育長** 第21号議案及び第22号議案について、一括で質疑及び討論を行います。

なければ、ここで採決を行います。第21号議案及び第22号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第21号議案及び第22号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第23号議案及び第24号議案について、説明をお願いします。

○**和田岐阜商業高等学校事務長** (岐阜市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について及び岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則制定について説明)

○**早川教育長** 第23号議案及び第24号議案について、一括で質疑及び討論を行います。

なければ、ここで採決を行います。第23号議案及び第24号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第23号議案及び第24号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第25号議案について、説明をお願いします。

○**近藤科学館長** (岐阜市科学館条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明)

○**早川教育長** 第25号議案について、質疑及び討論を行います。

なければ、ここで採決を行います。第25号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第25号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第26号議案について、説明をお願いします。

○**山本教育政策課主任主事** (岐阜市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について説明)

○**早川教育長** 第26号議案について、質疑及び討論を行います。

文書取扱主任の役割について説明をお願いします。

○**山本教育政策課主任主事** 文書取扱主任の役割は、文書の收受や審査、公開・非公開の事前判断の指導、文書事務の指導等です。

○**早川教育長** ほかになければ、ここで採決を行います。第26号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**早川教育長** 第26号議案は原案のとおり可決されました。

以降の報告及び議事は、非公開で進行します。

傍聴者をご退席ください。

(以降、非公開)

○**早川教育長** ありがとうございました。以上で、本日の議事は終了です。

最後に次回の会議の日程を確認いたします。次回は、4月21日水曜日の午後1時30分より、定例会を行います。会場は岐阜市本庁舎大会議室となっております。それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。

午後5時 会議終了